第4号 (No. 2001-2-4)

定例会便り

第四回定例会(2001年2月7日於 武蔵野市中町集会所2F)「研究テーマ」講演より

「次世代教育と召命」

ホームスクール、その先は

講師: シルヴィア・スミス

三鷹福音教会牧師夫人福音総合研究所研究員

今日のテーマは、「二代目教育と召命」についてですが、二代目というからには一代目がいるわけで、ここに集っているほとんどの方がキリスト者一代目ということもありまして、さて、私たち一代目が幼少の頃から受けてきた教育とはどのようなものだったのかをまず思い出してみましょう。家庭での躾けから始まり、保育園、幼稚園、そして小学校に上がり、中学、高校、専門学校、或いは大学へと進んだ、3歳から22、23才頃までの約20年間。その間、習い事や塾に通ったりした人も多くいるでしょう。しかし、あくまで文部省が定めた教育内容、方針の枠組みの中で学習させられてきたと思います。

しっかり思い出してみてください。その教育から人生の目的を見出したでしょうか。そこからもし何かを学んだとすれば、多分それは基礎的な学力を習得したことと、この既存の社会に何とか順応できるような感性が養われたことだったのではないでしょうか。あとは、一貫性のないチグハグな人生観、ツギハギの世界観、行き当たりバッタリの価値観など、そして、この現代社会で生きるのに必要なそれなりの基礎的な技術を多少教え込まれたことぐらいでしょうか。しかし、言うまでもなく、本当に知りたかったこと、人間として生まれてきたからには知らなければならない人生の本課題については、無論、みごとなまでに何も教えられなかった、とつくづく思わされます。そのような教育にどっぷりと浸かって育ってしまう子は"理由なき反抗"にも走りましょう。ある日、突然どこかがキレて犯罪にも走りましょう。まじめに苦労して定職につく気にもなれずにフリーターで年齢を重ね、結婚して親になっても幼児虐待という最悪の事態にまでエスカレートしてしまわない

とも限りません。社会が段々と乱れてく るのもどこかで納得させられてしまいそ うです。

しかし、神は、私たちをそのような無知と 矛盾の暗闇から、また罪人本来の孤独と 苦悩、絶望からも一方的な契約の愛を もって救い出してくださいました。御自 身とともに歩み働く者として召し、この 人生を再出発させるためでした。その上、 私たちに各々自分のクリスチャン・ホー ムを与えて、二代目をも与えてください

『父親発言・提言』

次回定例会 (4月7日) の座談会では、父親の立場からホームスクールに関する意見、抱負を語っていただき、それに応答するかたちで座談会を持ちます。社会の前線で、いつもは仕事に明け暮れている忙しい父親の本音にじっくりと耳を傾け、新たな視点と明察を得て、互いに励まされることを期待します。

ました。それゆえに、私たちは、我が子には自分たちが通ってきたその同じ道を辿らせたくない、という強い 意志で、こうして模索しつつ、現在、代案としてのホームスクールを展開させているわけです。

置かれた立場も境遇も全然違うのですから、二代目は、一代目と同じ道を辿る必要が全くありません。ある意 味で、一代目にはその選択の余地がありませんでしたが、クリスチャン・ホームに生まれ育つ二代目は、一代 目のような遠回りをする必要がないはずです。しかし、キリスト者二代目と言っても、ホームスクール一代目 なので少なからず冒険は伴うことは確かですね。

二代目教育について

二代目教育について手短かにですが、改めて考えてみたいと思います。

この異教社会・文化の中で、親の祈りの答えとして二代目は「主の賜物」(詩127:3) として与えられ、クリスチャ ン・ホームと地域教会の幼き一員として迎え入れられ、受洗し契約の子として創造主神を礼拝することを学び ます。父と母を敬い従うことを教わり (Iペソ6:1-3)、みことばを通して義の訓練を受け (Iペソ6:4; 2テモテ3:15-17)、 また、私たち一代目が学校教育からは全く教えられなかった、人間である以上、どうしても知らなければ済ま されない、人生の最重要課題を丁寧にじっくりと御言葉から教え込まれるのです

> 創造主神への信仰について、宇宙の存在とその起源について 神の永遠の御計画と歴史の目的、義なる御国建設について、人類史の初めと終わり 善悪の不変普遍の絶対基準

> 人間の堕落、罪と救済、 人が生きる目的、死ぬことの意味、肉体とたましいの関係 愛について、義について、真理について、働くことの意義 男と女、性別について、結婚、家庭、社会、国家、教会の在り方について

また、聖書を中心に、基礎学力と基礎知識のための基本教科を学習していきます。"読み"日本語、英語、文学 書など)、"書き"(小論文、要約、書評など)、"そろばん"(数学)、および科学、地理、歴史、政治、経済、他。そ れから専門教科に入ります。即ち、将来の職業およびライフワークに直結した専門知識、技術、訓練、資格、免 許の取得などです。

しかし、何を学ぶにせよ、忘れてならないのは、キリスト者として信仰の質が常に問われる、ということです。 何を為すにせよ、全て、そこに掛かっていると言えましょう。つまり、二代目教育の成功とは何か。何をもっ て成功と言えるのでしょうか。ホームスクールであろうと違いはありません。ホームスクールのその先にある 何を見つめていかなければならないのかを考えてみたいと思います。

が神に忠実でない世代の者とならない

また先祖たちのように、彼らが、

逆らう世代の者、

心定まらず、たまし

詩篇七十八篇一~

を知り、彼らが興り、これをその子らにま後の世代の者、生まれてくる子らが、これ その仰せを守るためであ らが神に信頼し、 語り告げるため、 神のみわざを忘れず、

の先祖たちに命じて、 しえをイスラエルのうちに定め、 王はヤコブのうちにさとしを置き、 れを私たちは彼らの子孫に隠さず、 私たちの先祖が語っ 主の行なわれた奇しいわざとを。 語り告げよう。 これをその子らに 主への 私たち みお

の民よ。私の教えを耳に入れ、私の口の

たとえ話を語り、

ノン・クリスチャンも次世 代教育はしていますし、今 日ではノン・クリスチャン も、ホームスクールで自ら の手で次世代の教育をして います。ですが、クリス チャンがするのとノン・ク リスチャンがするのとで は、どこが決定的に違うの でしょうか。 キリスト者で ない親は、子の才能が伸ば され、己の望む道に進めた なら、教育は成功したと考 えるでしょう。利己主義的 でない、理解・良識のある

親はこう言うでしょう。「他人に迷惑をかけないかぎり、自分が本当にしたいことをしなさい。応援します。あ なたが幸せに思うなら、それで本望ですよ」と。

しかし、キリスト者の親は違います。「主のみこころを行いなさい」と教え、導きます。なぜなら、「世と世の欲は滅び去り・・・神のみこころを行なう者はいつまでもながらえ」ることを知っているからです (13M²2:17)。主のみこころを行なうことこそが、我が子にとって最高の祝福であり、永遠に残る実を結ぶことのできる充実した人生であるのだと確信しているからです。それゆえ、親は、次世代が主の召しにふさわしい働きができるように教育と訓練を与え、できる限りの備えをしてあげます。まさに、それは、親自身の祈りであり、生き方なのですから。

「みこころが天で行なわれるように地でも[そして我が人生においても、我が子の人生においても]行なわれますように」。(主の祈りから、マタイ6:10)

召命について

キリスト者なら誰もが召されています。

- ・・・・神のご計画に従って・・・義と認め・・・栄光をお与えになりました。 (IT8:28, 39)・・・救い、また、聖なる招きをもって召して・・・ご自身の計画と恵みとによる・・・ (2テモテ1:9)
- ・・・・ 召してくださった聖なる方にならって・・・ (1ⁿ 元1:15)

キリスト・イエスにおいて上に召してくださる神の栄冠を得るために・・・成人である者はみな、このような考え方をしましょう。・・・ (ピ リピ 3:14-15)

・・・・選び・・・任命・・・ (3/14/15:16, 19)・・・・神の選びの計画の確かさ・・・・召してくださる方による・・・ (179:11) おのおの自分が召されたとき・・・ (179:120, 24)

キリスト者は召され、選ばれ任命され、キリストについて行くのですが、何もせずに、ただフラフラ、よたよた、だらだら、キョロキョロ、うろうろ、ぞろぞろついて行くのではありません。主の召命とは、「主が歩まれたように歩み」(13/\lambda2:5)、神のみこころを行なうことです (3/\lambda4:34; 5:30; 6:38; 8:29; \forall 9/\lambda2:42)。 詰まるところ、自分の意志を第一に貫く人生とするのか、神のみこころを行なうのか。自分の名か、御名か。自分の名誉か、主の御栄光か。自分を愛し惜しんで死に至るのか、自分を憎み、神を愛して、永遠のいのちに至るのか (3/\lambda12:25; 黙 2:10)。

キリスト者の人生には神の召命があります。召命のある人生は全く生きごこちが違います、と言うか、次元が違います。全てが違ってきます (2コリント5:17)。全てがスッキリしてきます。ハッキリと見えてきます 方向性、目的意識、知的探求、優先順位、ライフスタイル、金銭感覚、衣食住、時間の使い方、楽しみ方、家庭生活、教会生活、職業、人間関係、友情・異性関係、夫婦・親子関係、兄弟・親戚関係、結婚の相手、年老いた親、自分の老後、葬式に至るまでが定まってきます。というのは、何を中心 (最終目的・目標) に自分の人生が展開しているのかを、明確に認識しているからです (cf. I^{Λ} Y5:15-17; I^{Π} 12:2; I^{Π} 2.2; I^{Π} 2.20)。

結局のところ、この生涯を誰のために生きているのか、何のために生かされているのかが常に問われるのです。このお方のために、この目的のために自分は生きる、という自分のライフワークを人間なら誰もが欲しているはずです。それが一個人の人間としての尊厳でもあるのです。しかし、キリスト者にはそれが与えられています。主の召命を求め、みこころを行ない、残る実を結ぶための働きが一人ひとりに与えられているのです。

私の願うところは、すべての人が私のようであることです。しかし、ひとりひとり神から与えられたそれぞれの賜物を持っているので、人それぞれに行き方があります。(1コリント7:7)

各人の働きのために (cf. 1コリント3:13, 8; ガラテヤ6:5; マタイ11:29-30)、主はみことばの教えをもって導き、一人ひと

りに賜物をお与えになりました。個人に与えられた賜物は、単に自分のためだけの所有物として、自己実現、或いは自己満足のために使い果たす目的で与えられたのではありません。主のため、主のみこころを行なうため、主の働きのために与えられたのです(cf. 1コリント12:4-31; 収12:3-8)。召されたキリスト者として各人は、常に共同体の一部分であり、キリストのからだの一器官として共に主に仕え、御国再建事業のために共に働きます。そこではじめて個々の賜物が本当に活かされるのです。召命あっての賜物です。全体の働きのための個々の賜物です。

神の賜物と召命とは変わることがありません。(1711:29)

しかし、主の召しとは何か掴みどころのない、漠然としたものではなく、時空間においても極めて明確で具体的なものです。主は一人ひとりを名をもって呼んでくださり、整理番号ではなく、独立した一人格として名前で呼びます (イザヤ43:1; 45:3-4; ヨルネ10:3; cf. 出 3:4; 1サムエル3:10; ヨルネ21:22; 使 9:4; 黙 20:12, 15)。個人が名前で呼ばれるのですから、その本人が個人として先ず応答します。次に回りの人々、まずクリスチャン・ホームの親・兄弟、それから母教会の主にある親しき兄弟姉妹が主からの召命としてそれを承認し、励ますというものです。

つまり、本人が御前に真剣に祈り求め、切に求め続ける、というところから始まります。主に求めてはじめて自分の召命が知らされるのです。「・・・・求めなさ

• • 定例会便り シルヴィア・スミス 発行者 発行所 福音総合研究所 年4回発行の予定です。 登録会員には各号を1部無料 で郵送します。(但し、3回連続 で定例会を欠席された方への郵 送サービスは停止されます。) ご希望の方は福音総合研究所 までご連絡ください。 (実費にて1部100円+送料) 定期購読をご希望の方は、その 旨お申し付けください。 ホームページでもご覧になれ ます。www.berith.com

•

い。そうすれば与えられます・・・・」(マタイ7:7-11; cf. ヨルネ16:23-24; lb11:5-10; マタイ21:21-22; ヨルネ14-15; 1ヨルネ3:21-23; 5:14-15; ヤコプ4:2-3)。主は私たちの祈りに答えてくださる主です (cf. 詩 4:3; 28:4; 116:1-2)。外圧やヤラセで、強要されて主の召命を受け入れる羽目になる、というようなものでは決してありません。むしろ、主の愛に応えるべく、主の愛で心が満たされて、主の召しに喜び勇んで応えるのです。

わが神。私はみこころを行なうことを喜びとします。あなたのおしえは私の心のうちにあります。(詩 40:8)

・・・・「ヨハネの子シモン。あなたは、この人たち以上に、わたしを愛しますか。」・・・「はい。主よ。私があなたを愛することは、あなたがご存じです。」・・・「わたしの小羊を飼いなさい。」・・・「ヨハネの子シモン。あなたはわたしを愛しますか。」・・・「ヨハネの子シモン。あなたはわたしを愛しますか。」ペテロは、イエスが三度「あなたはわたしを愛しますか。」ペテロは、イエスが三度「あなたはわたしを愛しますか。」と言われたので、心を痛めてイエスに言った。「主よ。あなたはいっさいのことをご存じです。あなたは、私があなたを愛することを知っておいでになります。」イエスは彼に言われた。「わたしの羊を飼いなさい。まことに、まことに、あなたに告げます。あなたは若かった時には、自分で帯を締めて、自分の歩きたい所を歩きました。しかし年をとると、あなたは自分の手を伸ばし、ほかの人があなたに帯をさせて、あなたの行きたくない所に連れて行きます。」これは、ペテロがどのような死に方をして、神の栄光を現わすかを示して、言われたことであった。こうお話しになってから、ペテロに言われた。「わたしに従いなさい。」(日は21:15・19)

・・・「この女の多くの罪は赦されています。というのは、彼女はよけい愛したからです。しかし少ししか赦されない者は、少ししか愛しません。』(M)7:47)

私たちは愛しています。神がまず私たちを愛してくださったからです。・・・神はそのひとり子を世に遣わし、その方によって私たちに、いのちを得させてくださいました。ここに、神の愛が私たちに示されたのです。私たちが神を愛したのではなく、神が私たちを愛し、私たちの罪のために、なだめの供え物としての御子を遣わされました。ここに愛があるのです。 $(131/44:19,9\cdot10)$

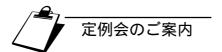
妻たちよ。あなたがたは、主に従うように、自分の夫に従いなさい。なぜなら、キリストは教会のかしらであって、ご自身がそのからだの救い主であられるように、夫は妻のかしらであるからです。教会がキリストに従うように、妻も、すべてのことにおいて、夫に従うべきです。夫たちよ。キリストが教会を愛し、教会のためにご自身をささげられたように、あなたがたも、自分の妻を愛しなさい。キリストがそうされたのは、みことばにより、水の洗いをもって、教会をきよめて聖なるものとするためであり、ご自身で、しみや、しわや、そのようなものの何一つない、聖く傷のないものとなった栄光の教会を、ご自分の前に立たせるためです。・・・・(Iペソ5:22-32)

主の召しは個人的で、自立はしていますが孤独で孤立したものではありません。主は羊の群れを導く良い牧者です (3/k10:4,16)。一匹狼のような生き方をするためにキリスト者は召されたのではありません。個人ではあるが、同時に社会の一員でもあります。家庭の一員であり、地域教会の一員なのです。キリスト者は家庭と地域教会と共に信仰の歩みを続けます。兄弟愛の交わりのうちに助け合い、信仰の一致と御国再建ビジョンの一致のゆえに労を共にします。個人の召命と賜物はそのような社会的文脈の中で、その個性と独自性が活かされ、その働きが大いに実を結ぶのです。クリスチャン・ホームと地域教会とをホームベースにしてこの異教社会に進出していくのです。

結び

学校へ行かないで、何となく家に居ることがホームスクールではありません。或いは、自宅で既成のカリキュラムをこなすだけがホームスクールということでもありません。現在13万人を優に越える登校拒否生の増加問題に対する解決法の一つの傾向としてよく耳にするのは、国際化も進んだ今日、中途半端な英語教育の挙げ句に日本語教育も人格形成もおぼつかないまま、「ハイ、一丁上がり!」とばかりに取り敢えず海外へ送り出す、という応急処置とも見られるものです。

しかし、クリスチャン・ホームのホームスクールが最終的に成功か失敗かを決定するのは何か。" 読み書きそろばん"が高度にできて、専門技能を身に付け、良い職につき、良い収入を得て、良い人と結婚し、子宝にも恵



年4回、春季(4月)、夏季(7月)、秋季(10月)、冬季(2月)、第一土曜日の午後の開催を計画しています。 今年度開催日 第5回 4/7(土) 第6回 7/7(土) 第7回 10/6(土) 第8回 2/9(土)

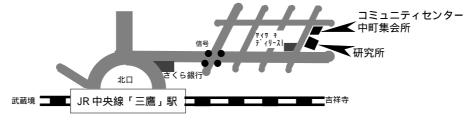
参加申込予約は当日の1週間前までですが、お早めにどうぞ。

プログラム内容:講演、研究・調査報告、パネルディスカッション、自由討論、情報交換、体験談、個人相談等。

対象:クリスチャン・ホームのホームスクールに関心のある方、特に就学時から二十歳未満の子を持つ親なら

どなたでも積極的にご参加ください。

会場:可能なかぎり、「武蔵野市コミュニティセンター中町集会所」を使用。



JR 中央線「三鷹」駅北口より徒歩3~4分。福音総合研究所より徒歩30秒。

費用:登録料 1,000円 (初回のみ。家族単位。家族代表が会員として登録されます。なお、定例会に3回連続で欠席されると 参加費 500円 (大人のみ、1名につき。当日受付。) 自動的に登録会員資格は取り消されます。)

申込:参加申込書に必要事項(参加者全員の氏名、性別、年齢、代表者の住所、TEL、FAX、電子メール、所属教会名)を 記入し1週間前までに必着で 0422-56-1591 まで FAX でお送りください。なお、登録会員は、FAX、TEL、 電子メールで予約してください。

連絡先:福音総合研究所 〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-28-1 丸和ビル1F

TEL (0422)56-2840 FAX (0422)56-1591 covenant@berith.com

まれ、ついでにマイホームも購入し、好きな趣味にも興じ、そして教会の奉仕にも何らか携わり、不自由ない 快適な暮らしを送っている。そういうことなのでしょうか。果たして、キリスト者がこの世で生きるとは、そ れだけのことなのでしょうか。成人した我が子がそのようになることを夢見て、現在ホームスクールを一生懸 命に頑張っているのでしょうか。

クリスチャン・ホームのホームスクールの場合、二代目が確実に信仰とビジョンとを継承し、神学の立場を踏まえ、自分の召命にふさわしく、御国の働き人として生産的にそのクリスチャン人生を全うするか否か、そして三代目にその信仰を受け継がせていくことができるか否かが、二代目教育の成功か失敗かを決めるものだと思います。我が子が自己の召命にふさわしく生きているかどうか、です。

信仰が無ければ召命も無い。信仰が曖昧であれば召命も曖昧になります。召命が曖昧だったりすれば、生き方そのものが曖昧で中途半端なものになり、焦点のボヤケた人生になってしまいます。曖昧な生活、曖昧な人生、曖昧な信仰生活、家庭生活、或いは教会生活で終わってしまう人生ではあまりにも無念です。しかも、二代目が曖昧なら、三代目はどうなるでしょうか! 二代目には二代目としての歴史的責任があるのです。二代目あっての三代目です。

我が子がキリストの愛に目覚め、キリストを愛し慕い (詩 63:1: 16:2; 42:2; 73:28)、神が御自身の永遠の目的を実現なさるお方であると信じ、その愛と英知、摂理と力に信頼し、キリストと共に歩み、みこころを行ない、主に仕える生涯 (ヨルネ12:24-26) を全うする、というのが私たちキリスト者親が我が子に望む生きる道なのではないでしょうか (マルコ12:29-31)。



申命記6章4~9節

ラルフ・A・スミス (三鷹福音教会牧師、福音総合研究所所長)

聞きなさい。イスラエル。主は私たちの神。主はただひとりである。心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くして、あなたの神、主を愛しなさい。私がきょう、あなたに命じるこれらのことばを、あなたの心に刻みなさい。これをあなたの子どもたちによく教え込みなさい。あなたが家にすわっているときも、道を歩くときも、寝るときも、起きるときも、これを唱えなさい。これをしるしとしてあなたの手に結びつけ、記章として額の上に置きなさい。これをあなたの家の門柱と門に書きしるしなさい。(申命記6章4~9節)

Deuteronomy 6:7, understood in context, is the single most important passage in the Bible on the subject of education. To properly appreciate the profound significance of this verse, it must be understood within the larger context of the law of God as that is expounded by our Lord Jesus Christ, the context of the book of Deuteronomy, and the immediate context of chapter 6, as well as the theological context of Biblical doctrine of the family.

申命記6章7節は、文脈から理解されるとき、教育というテーマに関しては聖書の中で最も重要な箇所である。この聖句の持つ重要性の深さを正確に捉えるには、まず主イエス・キリストが説いておられるように神の律法という広範な文脈の中で理解されるべきである。また同時に、家庭に関する聖書の教理という神学的文脈と並行して、申命記全体の文脈や6章の前後関係においても理解されなければならない。それぞれの文脈は、キリスト者の義務に関する広い視野を提供

Each context offers a broad perspective on our Christian duty and suggests practical means to fulfill that duty.

We begin, first, with the larger context of God's law as expounded by our Lord Jesus Christ. An expert on the Jewish law, including both the oral tradition of the Jews and the law of Moses, approached Jesus and asked Him which of the commandments of the law is the greatest (Mat. 22:35-36; cf. Mark 12:28-34; Luke 10:25-37). Matthew tells us that it was the lawyers' intention to test Jesus. The question was apparently disputed among the Jews, some believing that the Sabbath was most important, others circumcision, others still phylacteries. In any event, the Jews tended to regard the ceremonial laws as most important. The lawyer wanted to see how Jesus would handle what was probably a controversial question. Jesus' answer, however, was not what he could have expected. Rather than dealing with a ceremony, Jesus pointed to the basic issue underlying the whole Jewish ceremonial system.

Note that these two commandments are the essence of the whole law. The ceremonial laws, the civil laws, and various detailed ethical prescriptions are subordinate to the two most basic moral commandments to love God and our neighbor.

What does that have to do with Christian education? Much. Jesus' words point to the facts that: 1) All the laws in the books of Moses — the Jews counted 613 — expound these two fundamental ethical obligations. This shows us how weshould approach the law of Moses as Christians to understand it correctly for ourselves and to teach it to our children. 2) Our obligation to love God

そこで、イエスは彼に言われた。「『心を尽くし、思いを尽くし、知力を尽くして、あなたの神である主を愛せよ。』これがたいせつな第一の戒めです。『あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ。』という第二の戒めも、それと同じようにたいせつです。律法全体と預言者とが、この二つの戒めにかかっているのです。」

(マタイ22章37~40節)

し、また義務を果たすための実践的な手段を提案して いる。

先ず、主イエス・キリストが説明された神の律法と いう大きな文脈から始めたい。ユダヤ人の言い伝えと モーセの律法を含むユダヤ律法のある専門家がイエス に近づき、律法の中でいちばん大切な戒めはどれか尋 ねた (マタイ22:35-36; cf. マルコ12:28-34; ルカ10:25-37)。 マタイはイエスを試すことがその専門家の意図であっ たことを告げている。その問いはユダヤ人の間で議論 となっていたようだ。安息日が最も重要だと信じる者 もいれば、割礼だという者、聖句箱という者もいた。 ともかく、ユダヤ人たちは儀式律法を最も重要だと考 える傾向があった。その律法の専門家は、おそらく物 議を呼んだはずのこの問いをイエスがどのように取り 扱うかを見たいと思っていたのである。しかしなが ら、イエスの答えは彼が予期し得るようなものではな かった。儀式について扱うよりも、むしろイエスはユ ダヤ人らの儀式制度全体の下にある根本的な問題を指 摘されたのである。

この二つの戒めが律法全体の本質であることに着目していただきたい。儀式律法、司法律法、そして様々な細かい倫理的おきての全ては、「神を愛し、隣人を愛する」というこの二つの最も基本的な道徳的戒めに従属しているのである。

それがキリスト教教育とどのような関わりがあるのか。多くのことがある。イエスの言葉は次のような事実を指している。1) モーセの書にある律法の全て

ユダヤ人は613あると数えているが は、この 二つの根本的な倫理的義務を詳しく説明するものであ る。それは、我々がキリスト者としてモーセの律法を 正しく理解し、それを子供たちに教えるためには、ど のように律法にアプローチすべきかを示している。2) 我々の神を愛する義務と子供たちを教育する義務と は、申命記6章における文脈からはもちろんのこと、 イエスの教えによって互いに結び付く。心・思・知・ 力を尽くして神を愛するとは、一つに、我が子に御言 葉をよく教え込むことを意味するのである。3)儀式 律法によってイスラエルの民は異邦人から区別され特 別な存在とされたので、ユダヤ人はそれを最も重要な

次回 春季定例会のお知らせ

研究テーマ:『聖書的思考力の開発』

講師:シルヴィア・スミス (本研究会発起人)

プログラム 講演・交流・父親発言・提言・体験談・情報交換・個人相談

日時 2001年4月7日(土)午後1:30-5:00(受付開始1:00)

会場 武蔵野市コミュニティセンター中町集会所 2F 前回と同じ。JR 中央線「三鷹」駅北口より徒歩3~4分。

福音総合研究所より徒歩 30 秒 (地図参照 p. 5)

費用 参加費 500円 (大人のみ、1名につき。当日受付。 ドリンク・お菓子代込。)

登録料 1,000 円 (初回のみ、家族単位)

申込 参加申込用紙に必要事項を記入し、3月31日(土)必着で 0422-56-1591 ヘファックスしてください。

連絡先 福音総合研究所

(OPEN:月·火·木·金·土 9:00 a.m. - 6:00 p.m.、水·日·祝日休館)

出席者特典として、福音総合研究所よりホームスクール支援のため、毎回「教育のブループリント・コース」テープセット (90 分 10 本、定価 10,000 円) を 3,000 円の特別割引価格にて販売いたします。 今回は特別に「哲学のブループリント・コース」テープ・セット (90 分 10 本、定価 10,000 円)も同じ割引価格にて提供いたします。

and our obligation to educate our children are linked by Jesus, as well as by the immediate context in Deuteronomy 6. 3) The ceremonial laws in particular — which were the laws the Jews tended to regard as most important since these were the laws that distinguished them from Gentiles and made them special — were given to Israel for educational purposes. The ceremonies were to teach Israel about God's love for them and what it meant for them to respond in love to Him. All of this is profoundly important for understanding Deuteronomy 6:7, for in the immediate context the law combines both ethical and ceremonial obligations with parents' fundamental responsibility to educate children.

律法と見做しがちだが、特にその儀式律法が与えられた目的はイスラエルの民の教育のためであった。 儀式はイスラエルに神の彼らに対する愛について、また彼らにとって神に愛をもって応えるとは何を意味するのかを教えるはずであった。このすべては申命記6章7節を理解するのに非常に大切である。なぜなら、その節の文脈の前後関係において、律法が倫理的及び儀式的義務を親の基本的教育責任に結び付けているからである。我々は今日、イスラエルの儀式律法の下に置かれてはいないが、心を尽くして神を愛すること、そして日常生活においてその実践を指導することこそが次世代教育の中核を成すべきであることを改めて認識させられるのである。

ホームスクール研究会 =

発起人 シルヴィア・スミス TEL 042-383-2193

顧 問 ラルフ・A・スミス (三鷹福音教会牧師、福音総合研究所所長)

後 援 福音総合研究所 〒 180-0006 東京都武蔵野市中町 1-28-1 丸和ビル 1F

TEL 0422-56-2840 FAX 0422-56-1591 covenant@berith.com